

中山間地域等直接支払制度

中間年評価



平成20年3月

京都府農村振興課

京都府中間年評価書

都道府県名 京都府		担当部署	農林水産部農村振興課
(市町村数) ・全市町村数 26 ・対象市町村数 19 ・基本方針策定市町村数 18 ・交付市町村数 16		(協定数) ○ 協定数 500 (・基礎単価 234 ・体制整備単価 266) ◇ 集落協定 498 (・基礎単価 234 ・体制整備単価 264) ◇ 個別協定 2 (・体制整備単価 2)	
(交付面積) ○ 耕地面積 32,643ha (農林水産関係市町村別データ平成18年耕地面積から引用) ○ 農振農用地 24,999ha (平成18年12月) ○ 対象農用地面積 6,483ha ○ 交付面積 5,127ha (・基礎単価 1,722ha ・体制整備単価 3,405ha) ○ 加算単価面積 327ha (・規模拡大 17ha ・土地利用調整 151ha ・耕作放棄地復旧 2ha ・法人設立 157ha) ○ 地目別交付面積 (・田 5,059ha ・畑 68ha) ○ 交付基準別交付面積 ・田 (・急傾斜 2,278ha ・緩傾斜 2,765ha ・小区画・不整形 0ha ・高齢化・耕作放棄率 16ha) ・畑 (・急傾斜 52ha ・緩傾斜 16ha ・小区画・不整形 0ha ・高齢化・耕作放棄率 1ha)			
交付総額	6.6億円	配分割合	(個人)169,985千円 (共同取組)585,896千円
(集落協定の概要) ・1協定当たりの参加者数 30人 " 交付面積 10ha " 交付金額 133万円 ・参加者1人当たりの交付金額 4.5万円 ・1市町村当たりの協定数 31協定 " 交付面積 320ha " 交付金額 4,133万円			

交付金交付の評価（運用第18）

1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況
（市町村からの報告に基づき、評価項目毎に実施状況を分析）

○各集落協定に対する市町村の評価 単位：協定数

	優 良	適 当	要指導・助言	返還等
A 集落マスタープランに定めた取り組むべき時候の達成状況	38	445	15	0

2. 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況

○各集落協定に対する市町村の評価 単位：協定数

	優 良	適 当	要指導・助言	返還等
B 耕作放棄の防止等の活動	83	400	15	0
C 水路・農道等の管理活動	122	373	3	0
D 多面的機能を増進する活動	62	416	20	0

3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

○各集落協定に対する市町村の評価 単位：協定数

	優 良	適 当	要指導・助言	返還等
E 農用地等保全マップの作成・実践	49	209	6	0
F A要件（生産性・収益向上、担い手育成、多面的機能発揮）	30	181	41	0
G B要件（集落を基礎とした営農組織の育成、担い手集積化）	1	14	3	0

○各集落協定に対する市町村の評価 単位：協定数

	優 良	適 当	要指導・助言	返還等
H 加算単価	0	30	2	0

- ・協定数（指導・助言または返還等の措置が必要な協定以外）・・・294協定
- ・指導・助言が必要な市町村数・協定数・・・・・・206協定
〔指導内容による分類〕
- ・返還等の措置が必要な市町村数・協定数・・・・・・該当なし
〔全額返還／2割返還／加算分返還／交付停止〕

・全体評価 優：216協定 良：261協定 可：21協定 不可：該当なし

制度の評価（成果と課題）

※ これまでの制度の成果と課題を、

- ① 耕作放棄の発生防止、
- ② 地域・集落の活性化
- ③ 多面的機能の維持

などの観点から簡潔に分析・取りまとめるとともに、これらを踏まえた改善・見直しの方向性を記入する。

<制度の成果>

1 耕作放棄の発生防止

- 本制度の効果としては、まず第一に本制度の取り組みを通じて、条件の厳しい中山間地域における耕作放棄地の発生を防止している効果は絶大である。
- 京都府では、耕作放棄地の増加が進んでおり、ここ5年間で約500ヘクタール増加している。（2000年センサス：2,149ヘクタール、2005年センサス：2,615ヘクタール）
- その中で、協定活動を通じて、府内の農振農用地の約2割に当たる農地が守られており、今回の市町村・集落アンケート結果からも、その評価の大きい結果が出ている。

2 地域・集落の活性化

- 平成12年度の制度開始以降、協定活動を通じた話し合いによって、集落の共同活動が広く進んだ。
- その取り組みは、単なる農地や農道・水路の維持管理活動のみならず、多面的機能の視点を取り入れたことや交付金の用途の柔軟な取り扱いなど、制度の取り組みが新たな芽を生み出すきっかけとなっている。
- 更に、平成17年度以降の現行対策では、集落マスタープランや農用地等保全マップの作成、選択的要件の導入などにより一層幅の広い取り組みを誘導する仕掛けとなっている。
- 新規就農者の確保や非農家との連携、学校教育との連携などの選択が全国と比較して高い割合となっているとともに、企業やNPO法人、ボランティアなどとの新たな連携が見られるようになったのは、現行対策に入ってから顕著である。

3 多面的機能の維持

- 農地の荒廃防止により、洪水や土砂流出の防止、地下水の涵養、自然環境や美しい景観の保全など、農地が持つ農産物の生産基盤としての役割の他に、多面的な機能の維持にも効果を発揮している。
- 更に、伝統文化が伝承され、自然を求める都市住民の人口流入などにより途絶えていた祭が復活するなど、日本独自の文化の継承にも貢献している。

<制度の課題と対応>

1 交付金の活用

- 京都府の大きな特徴として、交付金を共同取組活動に充てる割合が高いことが上げられる。(平成18年度実施状況：全国第2位)
- 一方、積立・繰越が高いことや、協定によっては、毎年前年度と同じ使途の繰り返して、どのように有効に活用していいかわからないといった意見が聞かれる。

<対応>

- 取組事例集を活用した積極的な広報活動の展開

〔 ◇ 京都府では、平成19年使途報告に基づき各協定の使途を調査し、取組事例集「交付金使い道あれこれ100選」を取りまとめた。 〕

2 協定活動への多様な参画

- 農家人口の減少、高齢化は確実に進行するなかで、各集落では、土地持ち非農家を初めとした農業者以外も加えた協定活動を進められている。
- 一部の集落では集落以外にも新たな連携を模索する中で、新たな居住者や新規就農者の受入などに繋がっている。

	2000年センサス	2005年センサス
耕作放棄地の推移	2,150ha	2,615ha
農家人口の推移	124,432人	99,653人
高齢化の推移(60歳以上)	65.8%	73.7%

- 小規模集落においては、協定の統合により新たな集落活動の芽が出てきている。

<対応>

- ① 集落を超えた広域的な取組への誘導
- ② 非農家など、農業者以外の幅広い層の参画促進
- ③ 新規就農者の参入支援 (担い手活用農地バンク・実践農場・農林水産業ジョブカフェ)

3 女性の参画

- 協定参加者に占める女性の割合は、全体の7%、役員ともなると僅か1.2%であることが今回のアンケート結果から浮かび上がった。
- 制度の幅広い参画や多様な取り組みを推進する上で、見過ごすことのできない視点であると思われる。

<対応>

- 女性参画の一層の促進

「返還措置等」の内訳

措置内容	集落協定数等	
	件数	金額
① 農業生産活動等の未実施(全額遡及返還)		
② 多面的機能の増進活動の未実施(全額遡及返還)		
③ 耕作放棄地等の復旧等の未実施(当該農用地分の遡及返還、当該年度以降全額交付停止)		
④ 耕作放棄地の管理の未実施(次年度以降全額交付停止)		
⑤ 水路・農道等の維持・管理の未実施(全額遡及返還)		
⑥ 生産調整の未実施(当該農用地分の次年度以降交付停止)		
⑦ 個別協定【委託契約等の解除、農業生産活動等の未実施、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の未実施】(当該農用地分の全額遡及返還、当該農用地分の交付停止、2割相当の遡及返還)		
⑧ 集落マスタープラン(次年度以降全額交付停止)		
⑨ 体制整備の未実施(2割相当の遡及返還)		
⑩ 加算措置の未実施(遡及返還、加算分を次年度以降交付停止)		

(注) 中間年評価の結果、市町村が措置することとなったものを集計して下さい。

市町村名 対応の方向	集落協定数																集計	(構成比%)
	京都市	京田辺市	宇治田原町	精華町	和束町	南山城村	亀岡市	南丹市	京丹波町	綾部市	福知山市	舞鶴市	宮津市	伊根町	与謝野町	京丹後市		
① 話し合いの活動の充実	19	4		2	14	3	13		10	39	4	8	10	9	2	13	150	36.4%
② 非農家等多様な人材の参画推進		1					4				2					4	11	2.7%
③ 市町村・JA等との連携強化		3		2		3			2	34	1	3	1	3		6	58	14.1%
④ 地域外者との連携強化							2			1		1	1			1	6	1.5%
⑤ 近隣集落等との連携強化										2		1	2			5	10	2.4%
⑥ 活動内容の再検討		1							5	5	12	2	5		1		31	7.5%
ア 活動項目		1							5	5	12	2	5				30	7.3%
イ 達成目標															1		1	0.2%
ウ 加算措置																	0	0.0%
エ 単価																	0	0.0%
⑦ 組織的な営農活動の導入					14	1				25		1	3			6	50	12.1%
⑧ 共同取組活動の充実		4		2	14	1	1			2	9	9	6	7		12	67	16.3%
⑨ その他	4							23							1	1	29	7.0%
計	23	13	0	6	42	8	20	23	17	108	28	25	28	19	4	48	412	100.0%

指導・助言、返還措置が必要でなかった協定数	12	0	2	0	0	0	6	59	61	1	50	35	23	13	12	20	294	58.8%
指導・助言が必要な協定数	23	4	0	2	14	5	11	23	11	40	14	11	11	10	4	23	206	41.2%
返還等の措置が必要な協定数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
計	35	4	2	2	14	5	17	82	72	41	64	46	34	23	16	43	500	100.0%